

郡山市環境審議会書面審議実施要綱の改正(案)について

1 改正要旨

郡山市環境審議会の弾力的かつ機動的な運営を図るため、所要の改定を行うとともに、規定を整備する。

2 主な改正理由・内容

区分	改正理由	改正内容
市独自	書面審議実施の改正 署名又は記名押印による書面表決書の返信のみであることから、一議案毎に賛成又は反対を明らかな電子メールによる回答により審議を可能とすることにより利便性の向上を図る。	第3条第2項の規定に、本人であることが確認された電子メールアドレスからの送信を加える。

改正前

書面表決書（署名、記名押印）

利便性の
向上

改正後

電子メール（本人が確認できるもの）又は
書面評決書（署名、記名押印）

3 施行期日

全委員へ報告する日

担当職員 新田 弘輝
政策法務担当職員 西名 華奈子

郡山市環境審議会書面審議実施要綱改正（案）

改正後	改正前
<p>（書面審議の実施）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は期日内に署名<u>又は</u>記名押印をした書面表決書の返信をもって審議会に出席したものとする。<u>委員の電子メールアドレスから議案に対する表決等を内容とする文書が送信された場合も同様とする。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>（書面審議の実施）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は期日内に署名<u>若しくは</u>記名押印をした書面表決書の返信をもって審議会に出席したものとする。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

郡山市環境審議会書面審議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市環境審議会条例第7条の規定により、郡山市環境審議会(以下「審議会」という。)で審議すべき事項の書面による審議(以下「書面審議」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(書面審議実施要件)

第2条 会長が、書面審議を行うことが妥当であると認めるときは、書面で委員に可否を確認し、審議会の議決に代えることができるものとする。

(書面審議の実施)

第3条 会長は、書面審議の実施にあたり、返信期日を指定し、議案書、書面表決書(別記様式第1号)、参考図書等を全委員に送付するものとする。

2 委員は期日内に署名若しくは又は記名押印をした書面表決書の返信をもって審議会に出席したものとする。委員の電子メールアドレスから議案に対する表決等を内容とする文書が送信された場合も同様とする。

3 書面審議は一議案毎に、賛成又は反対を明らかにするよう実施し、賛成若しくは反対があきらかではないものは無効とする。

4 議決は、審議会に出席した委員の過半数の賛成をもって行うこととし、可否同数のときは会長の決するところによる。

(結果の報告)

第4条 会長は審議会後、議事録を調整し、全委員に報告しなければならない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年 月 日から施行する。